

平成26年2月25日(火)

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

栃木県 県土整備部 交通政策課

栃木県警察本部 交通部 交通規制課

記者発表資料

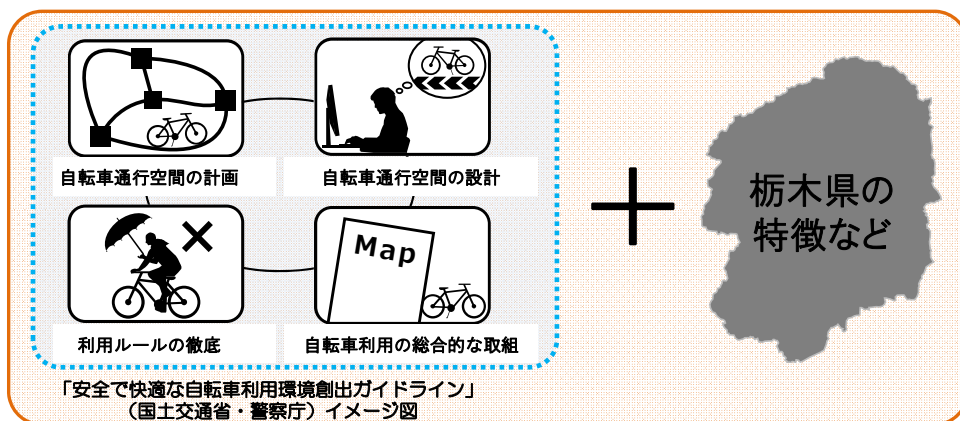
栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン を策定しました。

国土交通省宇都宮国道事務所、栃木県、栃木県警察本部では、平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省・警察庁）が策定されたのを受け、栃木県内の自転車利用環境の創出に向けた各種取り組みを推進するため、栃木県の特徴などを考慮した「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン」の策定に向けて、検討を進めて参りました。

このたび、「栃木県自転車利用環境検討会議」の意見や昨年11月に実施した県民アンケートによる意見などを踏まえ、「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン」を策定しました。

【概要】 栃木県全体を対象とした自転車利用環境整備の方向性を示すとともに、今後、自治体による計画策定や整備にあたっての指針となるものです。
(別添「栃木県版自転車ガイドラインの概要」参照)

★栃木県版自転車ガイドラインのイメージ



※栃木県内の自治体による計画策定や整備にあたっての指針として活用していただくため、県内市町などを対象とした説明会を予定しております。

※『栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン（本編・概要版）』及び『栃木県自転車利用環境検討会議』については、宇都宮国道事務所ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/>)からご覧ください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、栃木県政記者クラブ

お問合せ先

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 副所長：清水 信男 電話：028-638-2181（代表）
 栃木県 県土整備部 交通政策課 課長補佐（総括）：佐藤 大三 電話：028-623-2503（直通）
 栃木県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐：大澤 賢吾 電話：028-621-0110（代表）

栃木県の特徴を踏まえた栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン (栃木県版自転車ガイドライン)を策定しました。

栃木県版自転車ガイドライン策定の概要

■国土交通省宇都宮国道事務所、栃木県、栃木県警察本部では、国のガイドラインに栃木県の特徴などを考慮した「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン(栃木県版自転車ガイドライン)」を策定し、県全体を対象とした自転車利用環境整備の方向性を示すとともに、今後、自治体による計画策定や整備にあたっての指針となるものを示しました。

★栃木県版自転車ガイドラインのイメージ



栃木県版自転車ガイドラインにおけるポイント

<栃木県の特徴>

- 県内各地に日本を代表する観光施設が点在。各施設では駐輪場確保が課題。
- 全国有数の「ものづくり県」であり、工業団地等が県内各地に点在。
- プロの自転車チームを抱え、多様な利用形態(利用主体・走行距離等)の自転車利用者が存在。
- 新4号国道の整備等、高速道路や環状道路の整備が充実。大型車が都市部を迂回しやすい。
- 各市町の旧市街地では、幅員の狭い道路が多く存在。自転車通行環境の整備が課題。

1. 自転車通行空間の計画

- 国のガイドラインでの自転車ネットワーク路線の選定基準に加え、県の特徴を踏まえた整備形態の選定等の項目を拡充
- 自転車ネットワーク整備における考慮すべき事項として「広域的な自転車ネットワーク」の整備の考え方を新しく整理
- 国のガイドラインでの整備形態の考え方を踏まえながら、自転車ネットワーク機能の早期発現に配慮し、どのケースにおいても整備形態として「既設の自転車歩行者道の活用」「自転車と自動車を車道で混在」を選択可能と拡充

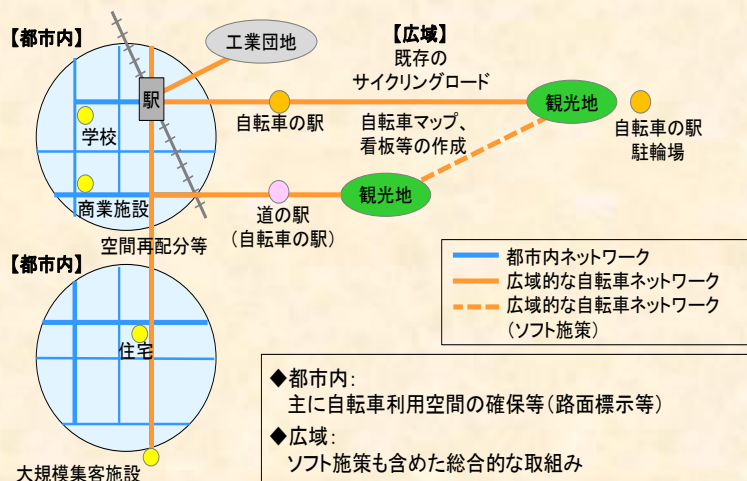


図1 広域的な自転車ネットワーク
の整備の考え方

II. 自転車通行空間の設計

- 単路部での自転車通行空間の設計に関する基本的な考え方の中で、車道混在を選択した際の栃木県内での対策例(路面標示)を記載【左下写真参照】
- 歩行者、自転車、自動車が集集中、交錯が生じうる交差点部の設計に関する基本的な考え方の中で、二段階右折時の滞留スペースを確保するための対策例(路面標示)を記載【右下写真参照】



図2 車道混在の対策例



図3 二段階右折時の滞留スペース確保の対策例

III. 利用ルールの徹底

- 自転車走行空間や交差点、バス停等の構造に即した通行ルールや路面表示の意味、自転車利用者に本来義務付けられている手信号の意味及び方法を周知することが望ましいことを記載

IV. 自転車利用の総合的な取組

- 県内各地に道の駅が点在するため、官民連携を図りながら、道の駅内にサイクルステーションを設置すること、また、サイクルステーション同士の連携を図り、効果的に設置することを記載
- 自転車による観光促進を図るため、安心して預けられる管理体制を強化した駐輪施設の整備を推進することを記載



図4 施設に隣接して駐輪施設を整備している事例